

内閣府国民生活局からの意見

(消費者と事業者との間の仲裁契約の効力・方式等について)

第2編第4〔4〕消費者保護に関する特則について

1 (消費者と事業者との間の仲裁契約の効力について)

消費者と事業者との間の仲裁契約の効力について、消費者保護の観点からどのように考えるか。

(A案) 消費者と事業者との間の仲裁契約については、消費者契約法第4条及び第10条等の規律に委ねることとし、特段の規定を設けない。

(B案) 消費者と事業者との間の仲裁契約の効力について、何らかの規定を設ける。

(B-1案) 消費者と事業者との間の仲裁契約のうち、将来の争いに関するものは無効とし、ただし、消費者のみが無効を主張できるものとする。

(B-2案) 消費者と事業者との間の仲裁契約のうち、将来の争いに関するものについては、消費者に対し、本案の答弁まで一方的解除権を認めるものとする。併せて、消費者に対する仲裁に関する説明義務を仲裁廷に課するものとする(なお、事業者の義務については、2(消費者と事業者との間の仲裁契約の方式等について)参照)。

(B-3案) 消費者と事業者との間の仲裁契約のうち、一定の内容のものに限って効力を制限する旨の規定を設けるものとする。

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 (A案)を支持する | 2 (B-1)案を支持する |
| 3 (B-2)案を支持する | 4 (B-3)案を支持する |
| 5 その他 | |

回答	2
----	---

〔理由〕事業者が標準的な仲裁契約を日々利用して、その内容等について熟知しているのに対して、仲裁契約に通常、なじみの無い消費者はその訴権放棄という効果、仲裁の意義を十分に理解しないまま仲裁契約を締結する可能性が高い。こうした中、消費者と事業者がともに仲裁へ信頼感をもって望めるようにするためには、消費者と事業者との間の仲裁契約の効力について明確な規定を設けることが望ましい。その中で、B-2案については、仲裁廷からの仲裁に関する説明を受けた時点から、本案答弁までの間、解除権を行使することができるが、解除するか否かについての考慮時間は必ずしも十分でない可能性がある。また、仲裁廷が消費者の居住地の遠隔地に設定され、仲裁を理解しないままで欠席した結果、クーリングオフを行使し得ないケースも想定される。以上からB-1案を支持する。ただし、B-1案についても紛争発生後の仲裁合意については保護し得ないため、更に事業者に対して説明義務を付与すべきである。

2 (消費者と事業者との間の仲裁契約の方式等について)

消費者と事業者との間の仲裁契約の方式等について、消費者保護の観点からどのように考えるか。

(A案) 消費者と事業者との間の仲裁契約は、主たる契約の契約書とは別個の独立した書面でなければならないものとする。

(B案) 消費者と事業者との間の仲裁契約は、消費者が自署した書面に記載されていなければならないものとする。

(C案) 消費者と事業者との間の仲裁契約については、事業者において、次に定める事項等について記載した書面を交付しなければならないものとし、また、記載の方法(用いる字の大きさ等)についても定めるものとする。

(例) 仲裁の意味(訴権放棄となること)

仲裁契約の一方的解除に関する事項

仲裁機関又は仲裁廷の名称及び住所(定めがある場合)

仲裁手続規則の概要(定めがある場合)

(仲裁手続に要する費用の額)

(D案) 消費者と事業者との間の仲裁契約については、仲裁廷において、消費者に対し、審理に先立ち、(C案)記載の書面に準じた書面を送付しなければならないものとする。

(E案) 消費者と事業者との間の仲裁契約については、その方式に関し、特段の規定を設けないものとする。

- | | |
|-------------|---------------|
| 1 (A案)を支持する | 2 (B案)を支持する |
| 3 (C案)を支持する | 4 (D案)を支持する |
| 5 (E案)を支持する | 6 その他 【複数選択可】 |

回答	1と3
----	-----

〔理由〕 消費者と事業者の情報力・交渉力の格差を前提とすると、消費者が十分に認識しないまま仲裁契約を締結してしまう可能性が高い中、別個の独立した書面とするとともに重要な事項について書面に記載し、その上で事業者が説明することが望ましい。